

学校いじめ防止基本方針

上島町立弓削小学校
令和7年4月1日改訂

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針 (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための積極的な対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。また、いじめと誤解される言動は行わない。

(いじめの定義)

児童に対して、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、該当児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(学校及び職員の責務)

全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を進んで図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「いじめを許さない学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯な振る舞い等をしない、させない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 分かる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できるよう授業を工夫することにより、確かな学力の定着と向上に取り組む。
- (ウ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (エ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を密に図りつつ、縦割り班活動など、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- (オ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文指導や人権集会等を計画的に実施する。
- (カ) 学校相互間の連携協力体制整備のため、弓削中学校区内にある保育所、小学校、中学校と情報交換や交流学习を積極的に行う。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見し迅速に対処するため、在籍する全ての児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象「心のアンケート」調査 年11回（8月以外毎月）
- ② Hyper-QU 検査、iCheck 年1回ずつ（5月、1月）
- ③ 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査 年3回
（6月、11月、2月）

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに関する相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカーの活用
- ② いじめ相談窓口の設置

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修や人権・同和教育及び特別支援教育に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、情報リテラシーを育む教育を推進していくとともに、必要な啓発活動として情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等の対策を組織的・実効的に行うため、次の構成員から成る「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、研修主任、人権・同和教育主任、養護教諭、ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカー

<活動>

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめに関する相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 校長及び教員は、いじめを行っている児童に対し、教育上必要が認められたときは、当該児童に対して懲戒を加えるなど、適切に対処する。
- (エ) いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるために必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (オ) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (カ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、上島町教育委員会及び伯方警察署等と連携して速やかに対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

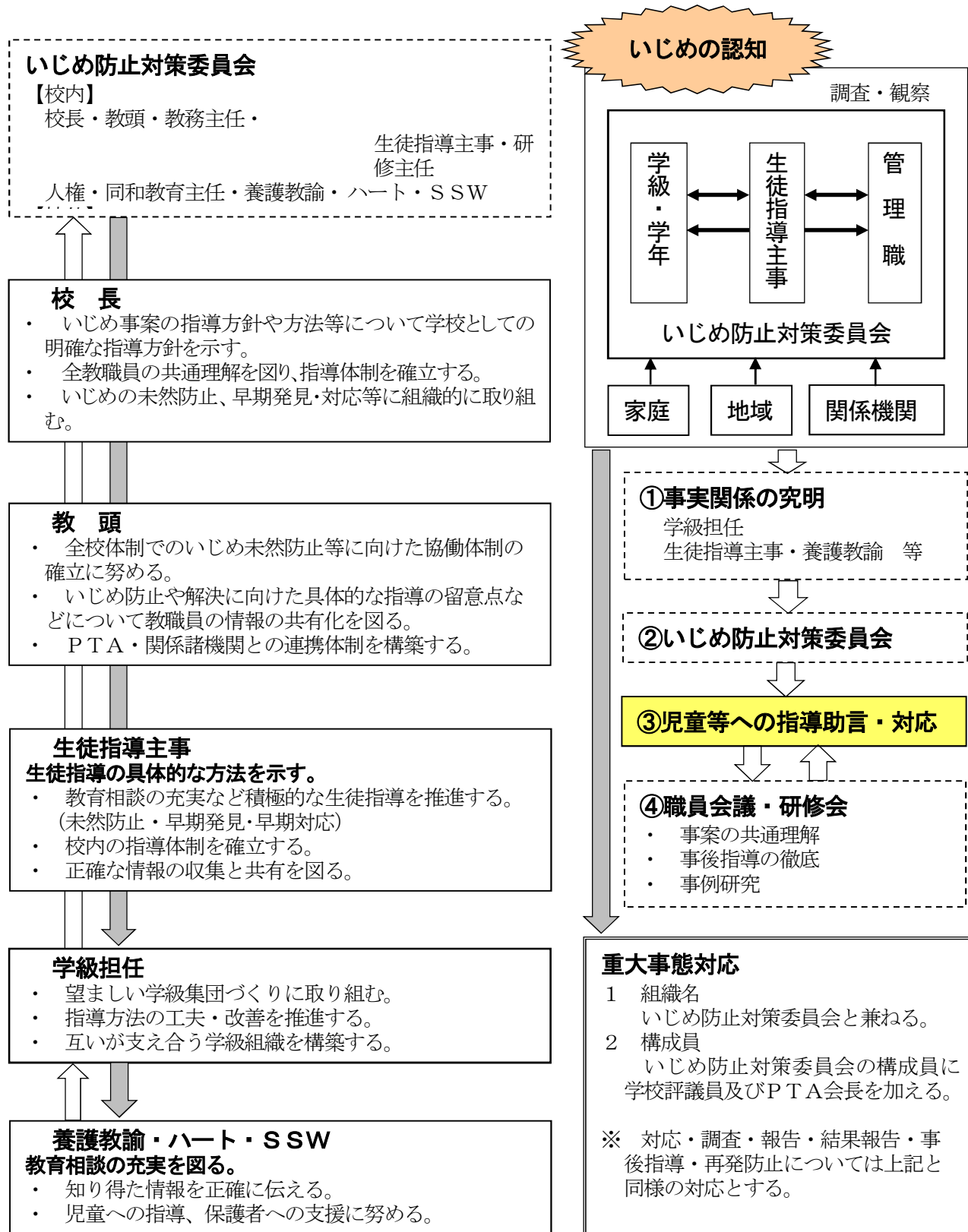
ア 重大事態が発生した旨を、上島町教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 組織（役割）及び措置



ハート：ハートなんでも相談員

S S W：スクールソーシャルワーカー

(5) 学校評価における留意事項

いじめを隠ぺいせず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

(6) 年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
職員会議等	いじめ防止対策委員会 月1回開催 事案発生時に直ちに編制・対応					
	いじめ防止対策委員会 方針計画等			いじめ防止対策委員会 第2学期の計画		
	職員研修会 いじめ防止対策マニュアルの確認			QU結果を 基に研修	学校評価を 基に研修	
防止対策	PTA総会 方針説明		参観日での保護者啓発		人権メッセージ	
	学級集団づくり 分かる授業 道徳教育・体験活動の充実					
早期発見	○	○○	○△	○		○
	学校評価の実施（児童・教職員）					
	日記指導 児童観察 教職員等の情報確認					

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
職員会議等	いじめ防止対策委員会 月1回開催 事案発生時に直ちに編制・対応					
		QU結果を 基に研修	いじめ防止対策委員会 第3学期の計画		いじめ防止対策委員会 本年度の反省	
					学校評価を 基に研修	
防止対策	参観日での保護者啓発		えひめいじめ STOP! デイ			
	人権標語 (隔年)					
	学級集団づくり 分かる授業 道徳教育・体験活動の充実					
早期発見	○	○△	○	○○	○△	○
	学校評価の実施(児童・保護者・教職員) 携帯電話等に関する調査					
	日記指導 児童観察 教職員等の情報確認					

○児童対象心のアンケート ◎Hyper-QU 検査、i チェック △教育相談